

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八代ひかり福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員は無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことが出来るものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、旅費支給規程に準じる出張費として支給することができる。
- 3 役員及び評議員が理事会及び評議員会等に出席した際の旅費は、旅費支給規程に基づき支給する。なお、職員としての立場を有する理事に対しては、旅費は支給しない。

(報酬等の支給日)

第5条 役員及び評議員の報酬等は、年間一括して、6月末に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む事が出来るものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行なう。

(補 足)

第9条 この規程の実施期間に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月17日から施行し、平成29年4月1日より適用する。